

熊本県在宅医療連合会 在宅医療出前講座実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、熊本県在宅医療連合会 在宅医療出前講座（以下「出前講座」という。）を実施することにより、在宅医療に対する情報提供、県民への学習機会の拡充及び意識啓発を図り、在宅医療への理解と関心を深めることを目的とする。

(講座の実施)

第2条 出前講座は、講座の受講を依頼する団体（以下「受講団体」という。）の要請に応じて熊本県在宅医療連合会（以下「連合会」という。）の構成団体が講師を派遣し、在宅医療に関する講演を行う。

(対象)

第3条 受講団体は、連合会構成団体の推薦があるものとする。また、講演の依頼を受けた連合会構成団体が可能と判断した場合に限る。

(内容)

第4条 出前講座の内容は、別に定め公表する。

(開催場所等)

第5条 開催場所は、県内に限る。また、WEB 会議システムの利用も可能とする。

2 会場や使用機材、WEB 会議システムのアカウントについては、受講団体が確保する。

(派遣の申込み等)

第6条 出前講座受講団体の代表者（以下「申込者」という。）は、テーマ一覧の中から実施を希望するテーマを選び、出前講座申込書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、実施希望日の2か月前までに、連合会構成団体を經由して連合会事務局（熊本県医師会）に申し込むものとする。なお、講演時間は最低30分以上、参加人数を20名以上とし、要望に応じ複数団体の組み合わせを可能とする。

(事前打合せ)

第7条 連合会事務局(熊本県医師会)および出前講座の依頼を受けた団体は、出前講座の内容を確認することを目的に、申込者と打合せを行うことができる。

(派遣の決定等)

第8条 連合会事務局(熊本県医師会)は、第6条の規定による申し込みがあったときは、その内容に基づき、当該申込に係る出前講座の依頼を受けた団体と調整の上、講師派遣の可否を決定し、申込者に出前講座実施決定通知書(様式第2号)、講師に講師依頼を送付する。

(変更等の届出)

第9条 前条の規定により講師派遣の決定を受けた者は、申込内容に変更があったとき、又は申込みを取り消そうとするときに、直ちにその旨を事務局に届け出なければならない。ただし、参加人数等の軽微な変更についてはこの限りでない。

(費用補助等)

第10条 在宅医療連合会として1回あたり10,000円(交通費込み)を補助することが出来る。なお、複数団体での出前講座や講師とは別に実技等の補助要員がいる場合には、別記に従って補助する。

(実施結果の集計)

第11条 出前講座の依頼を受けた団体は、出前講座終了時に受講者に対するアンケート(様式第3号)、申込者に対するアンケート(様式第4号)の記入を申込者に依頼するものとする。

2 出前講座の依頼を受けた団体は、出前講座終了後にアンケート結果を集計し、出前講座実施報告書(様式第5号)とともに速やかに連合会事務局(熊本県医師会)へ提出するものとする。

3 連合会事務局(熊本県医師会)は、出前講座の依頼を受けた団体から提出されたアンケート結果および出前講座実施報告書を取りまとめ、その概要についてホームページ等で公開するものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、出前講座に関し必要な事項は、連合会事務局（熊本県医師会）が別に定める。

(施行期日)

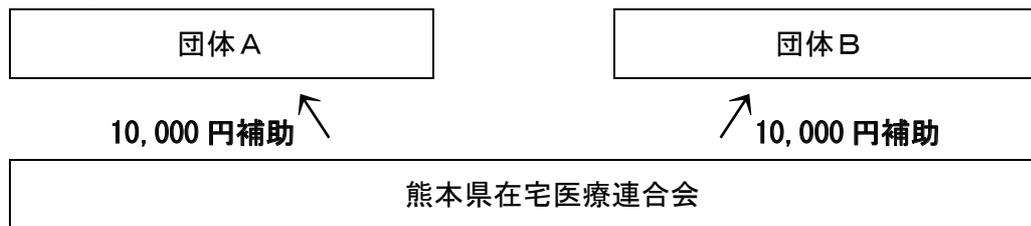
この要綱は、令和 5 年 2 月 17 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

熊本県在宅医療連合会 在宅医療出前講座実施要綱 第10条 費用補助規定(別記)

1. 1回の出前講座に複数の団体に講演を実施した場合の費用補助について

複数の団体に講演を実施した場合においても、実施要綱第10条において、「在宅医療連合会として1回あたり10,000円(交通費込み)を補助することが出来る」としているとおり、在宅医療連合会として講演時間に関わらず、1団体10,000円/回を補助することが出来る。なお、団体数が増えても同様とする。

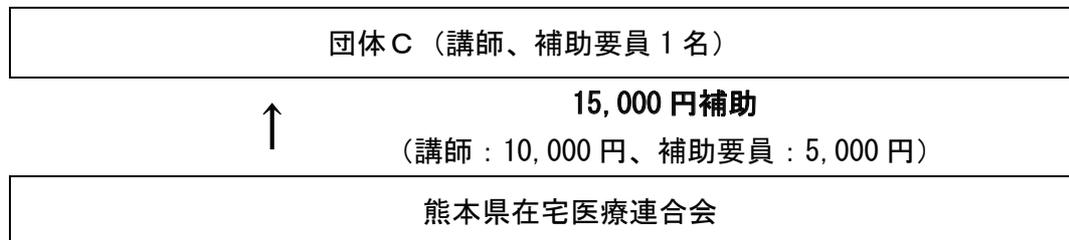
例) 1回の出前講座に団体Aと団体Bが講師として派遣された場合。



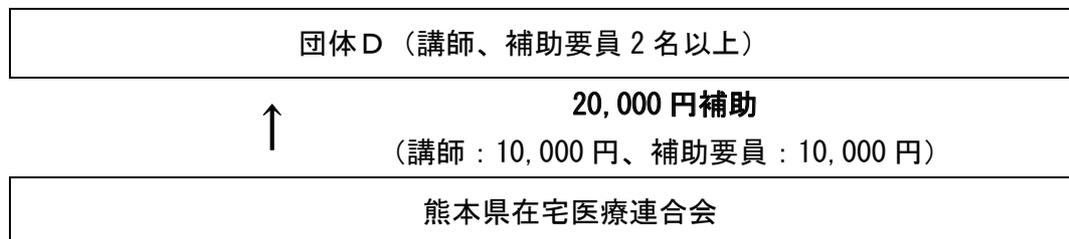
2. 1回の出前講座に講師とは別に実技等の補助要員がいる場合の費用補助について

講師とは別に実技等の補助要員が同行する場合には、1名あたり5,000円を補助する。なお、補助要員の費用補助は、上限を10,000円(2名分)とする。

例1) 1回の出前講座に講師の他に実技等の補助要員1名が同行する場合。



例2) 1回の出前講座に講師の他に実技等の補助要員2名以上が同行する場合。



1 この会則は、要綱実施の日から施行する。